

あなたは、人を死刑にできますか？

…今の裁判手続で大丈夫かな…

2018年に鹿児島県日置市で男女5人が殺害された「日置事件」
裁判員制度施行後、鹿児島地方裁判所で初の死刑判決が宣告された
この経験から、死刑冤罪も含め裁判手続の問題点を総点検する
とりわけアメリカでは、死刑は厳格な手続きで裁判・執行されています



(甲南大学 笹倉香奈 教授)

2023年

8/26 (土)

午後2時～5時(午後1時30分開場)

参加費無料
予約不要

[会場]
定員
100名
先着順

かごしま県民交流センター
大研修室4 〒892-0816 鹿児島市山下町14-50
《案内図は裏面参照》

第1部 報告と基調講演

日置事件の現状

報告：前田 裕司 弁護士

(日置事件控訴審バックアップチーム代表)

死刑事件に関する 手続保障の重要性

講演：笹倉 香奈 教授

(甲南大学 法学部 刑事訴訟法)

オンライン動画配信 Zoomミーティング

[オンライン]
定員

100名

先着順

どなたでもご予約なくご覧頂けます
QRコード又はミーティングIDとパス
コードをご記入の上、ご入室ください

ミーティングID: 885 6543 8063
パスコード : 280549



第2部 パネルディスカッション

ゲスト：小川 秀世 弁護士
(袴田事件 弁護団事務局長)

ゲスト：高峰 武 さん
(免田事件を追いつけたジャーナリスト)

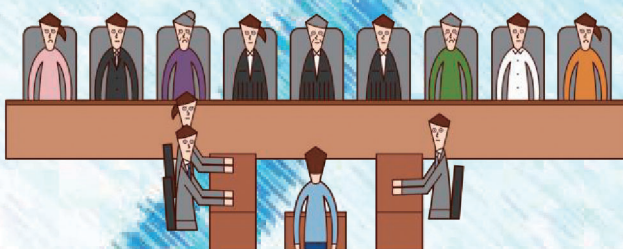
ゲスト：泉 武臣 弁護士
(日置事件一審弁護人)

ゲスト：黒原 智宏 弁護士
(奥本死刑囚の主任弁護人)



(故免田栄氏(左) & 高峰武氏)

(小川 秀世 弁護士)



袴田事件（静岡市清水）

1966年に味噌会社の専務一家が殺害され、当時30歳の袴田巖さんは自白を強制され、無罪の証拠があるのに、最高裁で死刑が確定した事件。2014年3月27日、静岡地方裁判所は再審開始を決定、48年ぶりに袴田さんを釈放。ところが、東京高裁は静岡地裁の再審決定を覆し、再審開始を認めないという決定を下した。これに対して、最高裁は2020年12月、「審理が尽くされていない」として、事件から1年2ヶ月後に味噌タンクから発見され、袴田さんの犯行着衣とされた5点の衣類の血痕の色の变化に争点を絞り、高裁に審理を差し戻し。2023年3月13日、東京高裁は、5点の衣類がねつ造証拠であるとし、「捜査機関が味噌タンクに入れた可能性が極めて高い」として捏造の疑いにも踏み込み、袴田さんの再審開始を認める決定をした。現在、再審無罪のための公判準備中（2023/06/15時点）。袴田さんは、再審請求中、48年間の拘置所で死刑囚としての生活を強いられ、いつ執行されるか分からない日々の恐怖が原因により、1981年ころから拘禁症を発症し、いまだに回復していない。

奥本死刑囚の事件（宮崎市）

2010年3月1日早朝、当時22歳だった奥本章寛さんが、宮崎市内の自宅で、妻（当時24歳）、息子（同5カ月）、義母（同50歳）の3人を殺害した事件。死刑判決が確定したが、遺族のひとりには死刑回避の嘆願書を提出していた。奥本さんは、拘置所で、支援者が差し入れた色鉛筆で絵を描き、これを販売して少額ではあるが遺族に慰謝料を支払っていたが、法務省訓令の改正で、拘置所で色鉛筆を使用することも禁止され、慰謝料の支払いもできない状態となっている。しかし、それでも、奥本さんは、内省を深めながら、死刑執行を静かに待っている。

免田栄事件（熊本県人吉市）

1948年（昭和23年）12月29日午後11時半ごろ、熊本県人吉市で祈祷師夫婦（76歳男性・52歳女性）が殺害され、夫婦の娘2人（14歳と12歳）が重傷を負わされた事件について、事件当時23歳の免田栄さんに対する死刑判決が確定したものの、獄中34年過後に、最高裁で再審開始決定が認められた事件。別件逮捕、拷問による自白強要、アリバイの崩しの違法捜査などが繰り返された。1979年9月27日に福岡高裁が再審開始決定。最高裁は1980年（昭和55年）12月11日に特別抗告棄却。1983（昭和58年）に熊本地裁八代支部で、再審無罪が確定したものの、「確かに私は再審で無罪になりましたけれど、いまだに死刑囚なんです」「人権は虹みたいなもの。近づくと消えてしまう」「（獄中で）死ぬまで冤罪を主張し続けた人はたくさんいた」と免田さんは繰り返していました。この言葉は、私たちに何を語りかけているのでしょうか。

日置事件（鹿児島県日置市）

2018年に鹿児島県日置市東市来町で男女5人が殺害され、被告人が殺人と死体遺棄の罪に問われた事件。殺害されたのは、被告人の父親・祖母ほか親族の5名。2020年12月に鹿児島地方裁判所は被告人に対し死刑を宣告し、弁護人は即日控訴、現在福岡高等裁判所宮崎支部において審理が続いている。公判では、被告人の妄想性障害が犯行に影響を与えたか否か、どのように影響を与えたかが最大の争点。医師の精神鑑定では、完全責任能力をありと言う結論と、捜査段階の精神鑑定で心神耗弱という結論とに別れていたが、裁判員は「もともと持っていた衝動的、攻撃的、自己本位的、他罰的な性格が大きく影響している。妄想性障害の影響があったとしても軽微」と完全責任能力を認定し死刑を宣告。一般市民が参加する裁判員裁判において、被告人の責任能力の有無をどのように判断するのか（判断できるのか）、死刑判決に至る手続はどのようなものなのか、スーパーデュープロセス（死刑事件のための一般の刑事手続よりも厳格で手厚い刑事手続、アメリカ合衆国では採用されている）は必要ないのか、など議論は尽きない。

2023年

8/26 (土) 【会場】定員 100名 先着順 【オンライン】定員 100名 先着順
参加費無料・予約不要

かごしま県民交流センター 大研修室4

会場参加 & オンライン配信

- 当日、何らかの理由で通信が中断し復旧困難となった場合、やむを得ず本イベントを中止する可能性があります。（目安として10分以上配信不能となった場合）。
- 視聴者のPC環境・通信状況等の不具合について、当会では責任を負わず、Zoomの利用方法等についてのサポート対応等も行いかねますので、予めご了承ください。
- 録画（スクリーンショットを含む）・録音や二次利用は固くお断り申し上げます。

交通のご案内

